

資格情報証明書について

社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部

1. 資格情報証明書交付について

資格保有の確認は、これまでと同様に「資格証明書（カードタイプ）」によることを基本とする運用に変わりはありませんが、従来の「資格情報照会」サービスに替えて「資格情報証明書」を希望者に有料で交付することを決定致しました。これによって、ファクシミリを使用した「資格情報照会」サービスは、「資格情報証明書」交付開始に伴い、2009年1月末日を持って廃止することになりましたので予めご承知おき下さい。

なお、「資格証明書（カードタイプ）」及び「資格情報証明書」についての照会が必要な場合は、認証事業本部資格照会係宛にお電話でお問合せ下さい。

2. 資格情報と資格情報証明書

- ・ 資格情報は、資格者の届け出により、最新の資格情報に管理されています。
- ・ 資格情報証明書は、その最新の資格情報を証明書として交付したものです。
- ・ 現在有効な資格でなければ資格情報証明書は交付できません。
- ・ 交付時期の関係で「資格証明書（カードタイプ）」と「資格情報証明書」の記載情報に相違が出る場合があります（資格証明書交付後の婚姻等による姓名変更等）。
- ・ 相違が出て困る方は、資格証明書の再交付（有料）手続きも同時にとるようにして下さい。

3. 資格情報証明書の管理

- ・ 資格情報証明書は個人情報となりますので、請求する資格の登録者の承諾が必要です。承諾のない場合、交付することはできません。
- ・ 資格情報証明書は交付番号及び管理情報コード（QRコード）により管理され、不正使用できないよう措置を講じております。
- ・ 資格情報証明書に記載された交付番号は資格情報証明書1枚ごとに異なります。よって、同じ資格の資格情報証明書であっても、同じ交付番号が使用されることはありません。
- ・ 資格情報証明書は原本をもって有効としますので、複写（コピー）したものは無効となります。また、用紙はコピー防止用紙を使用しており、コピーすると「無効」の文字が浮き出てきます。

4. 資格情報証明書の交付手続き

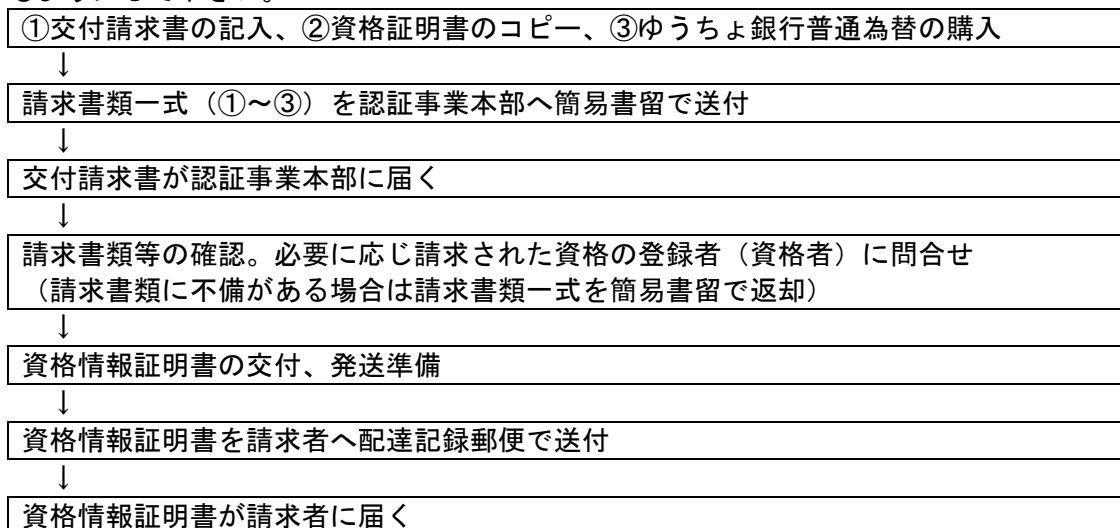
- ・ 交付手続きについては「資格情報証明書交付手続きについて」をご覧ください。

以上

資格情報証明書交付手続きについて

1. 資格情報証明書の請求から交付まで

- ・ 資格情報証明書の請求から交付までの流れは次になります。
- ・ 請求書類一式が届いてから資格情報証明書発送まで1週間程度掛かりますので、余裕を持って請求するようにして下さい。



2. 請求枚数

- ・ 交付請求書1枚に対し請求できる資格は1資格までです。複数資格の資格情報証明書が必要な場合は、資格の数だけ交付請求書が必要です。
- ・ 資格情報証明書の請求枚数は、**1資格につき5枚以上**から受け付けます。

3. 交付手数料

- ・ 交付手数料は基本料と発行料の合計金額（消費税別）です。
- ・ 交付手数料は「ゆうちょ銀行普通為替」でお支払い下さい。
- ・ 基本料（交付請求書1枚当り）：1,000円、発行料（資格情報証明書1枚当り）：300円
* 交付手数料には梱包発送手数料が含まれます。資格情報証明書は配達記録郵便で送付します。

＜例：二つの資格について9枚と17枚交付請求した場合の料金＞

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 交付請求書① 請求枚数 9枚 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付請求書② 請求枚数 17枚 </div>	➔	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">《交付請求書①》</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">基本料 (1,000円)</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>請求枚数 9枚 (300円×9枚)</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">《交付請求書②》</td> </tr> <tr> <td>基本料 (1,000円)</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>請求枚数 17枚 (300円×17枚)</td> <td style="text-align: right;">5,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">◆ 交付手数料 ◆</td> </tr> <tr> <td>合計金額 (①3,700円+②6,100円)</td> <td style="text-align: right;">9,800円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td style="text-align: right;">490円</td> </tr> <tr> <td>消費税込合計金額</td> <td style="text-align: right;">10,290円</td> </tr> </table>	《交付請求書①》		基本料 (1,000円)	1,000円	請求枚数 9枚 (300円×9枚)	2,700円	《交付請求書②》		基本料 (1,000円)	1,000円	請求枚数 17枚 (300円×17枚)	5,100円	◆ 交付手数料 ◆		合計金額 (①3,700円+②6,100円)	9,800円	消費税	490円	消費税込合計金額	10,290円
《交付請求書①》																						
基本料 (1,000円)	1,000円																					
請求枚数 9枚 (300円×9枚)	2,700円																					
《交付請求書②》																						
基本料 (1,000円)	1,000円																					
請求枚数 17枚 (300円×17枚)	5,100円																					
◆ 交付手数料 ◆																						
合計金額 (①3,700円+②6,100円)	9,800円																					
消費税	490円																					
消費税込合計金額	10,290円																					

* 上記 26枚請求の場合、1枚当り約 396円（消費税込）

4. 交付請求先・連絡先

社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部「資格情報証明書」係
 東京都千代田区神田佐久間河岸67 MBR99ビル4階 〒101-0026
 TEL 03-5821-5104

* 請求書類一式には「ゆうちょ銀行普通為替」が含まれるため簡易書留で送付して下さい。

JIS Z 2305 非破壊試験技術者資格情報証明書交付請求書

請求日（西暦） 年 月 日

社団法人 日本非破壊検査協会
 認証事業本部 認証運営委員会 委員長 殿

下記により資格情報証明書の交付請求を致します。

1. 請求者はどなたですか。A又はBのどちらか一方に記入して下さい

A. 資格者本人の場合（請求理由を記入する必要はありません）

住所	〒		
	TEL	FAX	
フリガナ氏名			

B. 資格者が所属する団体の場合（請求理由を必ず記入して下さい）

住所	〒		
	TEL	FAX	
フリガナ会社名			
所属部署			
フリガナ担当者名			

* 請求理由（資格者本人が請求する場合、請求理由を記入する必要はありません）

--

2. 必要とする資格はどなたのものですか（資格者が請求者であっても必ず記入のこと）

個人コード	P								
氏名									
Name									
生年月日	西暦	年	月	日生					

3. 証明を必要とする資格はどれですか（請求する資格の資格証明書コピーを必ず添付して下さい）

* 注文枚数は5枚からです。5枚以上の枚数を記入して下さい

認証番号	N									×	枚
											* 5枚以上

4. 資格者本人の承諾は受けていますか（資格者が請求者であっても必ず記入のこと）

資格者自筆署名	印	承諾日	西暦	年	月	日
連絡先電話番号	資格者本人に承諾を確認することがあります 確実に連絡が取れる電話番号を記入して下さい					
私は（社）日本非破壊検査協会が私の所有する資格の資格情報証明書を本交付請求書により上記請求者に発行することを承諾します。						

5. 交付手数料（以下の金額分の普通為替を郵便局で購入し本書と一緒に送って下さい）

基本料	+	資格情報証明書枚数	+	消費税	⇒	交付料（普通為替）
1,000円		枚 × 300円 * 注文は5枚からです		円		円

JSNDI
確認欄

* 偽り、その他不正の手段により交付を受けた場合は資格情報証明書の交付番号を無効なものとして公示し、法的手段に訴えることがあります